

青森県報

第四千百十号

平成二十八年
二月十五日
(月曜日)

目次

告示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) ……
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生…………… (道 路 課) ……
- 道路の区域の変更…………… (道 路 課) ……
- 道路の供用の開始…………… (同) ……

告 示

青森県告示第九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
むつ市大畑町釣屋浜一四の一 株式会社 金亀水産	大畑町区域	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町大畑道二七の三 株式会社 金城水産	大畑町漁業協同組合の地区 うち甲の地区	

むつ市大畑町大畑道三の二	杉本 賢一	むつ市大畑町八幡湯坂、大畑町湯坂、大畑町孫次郎間、大畑町二枚橋、釣屋	底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町正津川八四	松本 順一	佐助川、赤川、浜木野、高橋川、小目名村、小目名家ノ下、奈良ノ木平、添木及び袋石の区域	底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町正津川平一の一	古村 光春	うち乙の地区を除く甲の地区を	

青森県告示第九十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
青森市港町三丁目一の一四	青森市第三加入区
青森市合浦二丁目一六の三	
青森市八重田二丁目四の八	青森市第四加入区
青森市造道一丁目五の八	
青森市大字久栗坂字浜田一〇三六の二	青森市第七加入区
青森市大字久栗坂字山辺一〇	

青森県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年三月十四日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			後	前				
1	県道	稲盛千代町 山田線	つがる市木造若宮一四の五から つがる市森田町下相野野田三八〇まで			一六・四〇メートルから 一一・五〇メートルまで	一、一八四・一〇メートル 一、一八四・一〇メートル	

青森県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年三月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
奥道稲盛千代町 山田線	つがる市木造若宮一四の五から つがる市森田町下相野野田三八〇まで	平成二六・二五

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭